

一社)PL対策推進協議会 PL対策検討委員会

2019年12月1日

PL対策検討委員会委員長 渡辺吉明

1. 経緯

当協議会の推進するPL対策は、1995年のPL法施行にあわせ損害保険会社(ここでは東京海上火災保険)が取りまとめ公表してきた資料などを参考に、設計、製造、販路開拓などを全般に調査、開発指導するR&Dスペシャリストの渡辺吉明(現当協議会会長)が企業防衛ではない消費者基本法に基づいた消費者安全を実行するための事業者の取り組みとして作成したPL対策を基盤にしている。

PL法施行当時は保険会社がPL保険を販売する上で組み立てた所謂「企業のPL防御策 同社企業損害部1995年9月」としてPL訴訟からの企業防衛対策(PLD)マニュアルと、事故予防(PLP)の取り組みとして「取扱説明書作成のポイント(実際は注意書きの作成方法)安全技術サービス部1995年2月」の内容の不備を指摘し、同保険会社の確認を得て作成した「取扱説明書はこうして造る」を使用し東京海上火災保険板橋支社に所属し1995年4月より同社北東京支店にて東京海上火災保険のPL対策セミナーとして使用を開始した。その後、高島屋などの大手通販やメーカーにこのマニュアルを使用し加筆修正してきた。このマニュアルの著作者、渡辺吉明が2002年に将来の取扱説明書の電子化と最新のPL対策を指導できる専門家を育成する事業法人を設立、テクニカルデザイナーとして取扱説明書を制作する専門家、また企業にPL対策を指導できる専門家を育成するテキストを発行、2005年にその人的組織をNPO法人日本テクニカルデザイナーズ協会として組織した。

その後「取扱説明書ガイドライン2009年」としてNPOより発行、2011年、2013年、2015年版を発行してきた。2015年に一般社団法人PL研究学会が設立され、渡辺吉明は製品リコール、製品の本体表示、取扱説明書の位置付けなどを論文と大会で発表してきた。

NPO法人日本テクニカルデザイナーズ協会の取り組みであった消費者基本法第5条を根拠とした「取扱説明書ガイドライン」は(一社)PL研究学会の刊行物することに著作者の意向で決定した。PL法の専門家である大羽宏一大分大学名誉教授(学会会長)の校閲を受け渡辺吉明との共著とし「取扱説明書ガイドライン2016」とし出版された。その後、各業界団体の取扱説明書に関する個々の規定などが削除され現在に至っている。

これまでのPL対策は冒頭に書いた通り、保険会社が保険を販売する上で、事故の予防と事故発生時に迅速にPL保険で賠償対応を行うことが目的で作成された。一方、2009年に経済産業省製品安全課が長期使用製品安全点検・表示制度と経年劣化による製品リコールの法整備を行い、これまでの司法判断(PL法の民事訴訟など)による製品事故抑止策として具体的な消費者安全政策を開始した。さらに社会環境がインターネットにシフト、これまでのテレビや新聞社告、全国規模のポスティングやDMなどによるリコール告知も当初の松下電器産業のFFファンヒーター以後、TDKでは回収率が伸びず、これまでの方法が依ネット社会においては十分な効果を得られないことも明確になった。

2018年4月4日に経済産業省産業保安審議会 保安・消費生活用製品安全分科会(第1回)資料2にて、製品安全のスマート化、国の政策の方向性などを計画に「リコール対策はICT/IoTを利用してより効果的な対策が必要」と国が示したこと、PL法による訴訟からリコールによる規制強化を北米のCPSCが開始した。その結果OECDのリコールデータベースに世界各国が参加し我が国でも消費者庁のリコールデータベース(GS1がパートナーになりGTINを利用)が連携して運用されている。

消費者基本法に基づいた事業者の消費者対応として、非対面販売の進む社会で誰でもわかりやすい取扱説明書や表示、広告などの対策と超スマート社会での新たな製品安全のスマート化として国の公表資料に示された製品本体のQRコードを利用した製品とユーザートレーサビリティの研究開発が2018年に完成したことで、NPO法人を解散し製品事故未然防止・再発防止を実現するための新たな専門的な民間機関として当協議会が2019年に設立された。

設立に際し、渡辺吉明の開発した「製品安全点検アプリを利用したクラウドシステム」の普及を当協議会の会員に使用して、これまで手段のなかった製品事故未然防止・再発防止の具体的な手段を組み込んだ新たな社会での「最新！PL対策2020」を2019年12月に当協議会でリリース、冊子出版はSDGsの推進も含めカラーやハイパーリンク、またPDFの特徴である読み上げソフトを利用できるように、印刷は保管などの必要数にとどめ、PDFでの公開とし現在に至る。なお最新！PL対策解説書は2009年の初版、改訂版が2011年、2020年に出版され、その根拠となった様々な書籍、文書などは著作者の事務所にいつでも閲覧できる。

2014年からこのシステムの開発・実装試験過程で、「安全点検アプリ」の必要性を労働安全・製品安全の第一人者である明治大学名誉教授 向殿 政男先生、品質保証・信頼性分野での第一人者 電気通信大学名誉教授 鈴木和幸先生、農業機械安全の専門機関国立研究法人農研機構 農業機械研究部門安全検査部長 藤井 幸人様、流通情報標準化機関GS1Japanなど様々な専門家や機関からこのデジタルツールの技術的効果及び社会システムとしての評価をいただいた。2020年4月より当協議会での普及を開始し、新たな社会での製品安全対策の手段として、この協議会の取り組みを通し、最新のPL対策を普及することで消費者市場における事業活動を支援し、SDGsへの貢献を図ることとする。

2. 委員について

この委員会は協議会会員、理事、その他、当協議会の理念に賛同いただき、協力いただける各分野の専門家により構成されている。委員は理事の紹介と理事会の承認、また委員長の判断で必要とする専門家などで構成されているが当協議会が設立間もないため、今後この分野に関心の高い方々の参加を進めていく。委員会設置に際し、これまでの全工程、沿革などを掌握している渡辺吉明が委員長を勤め、正しい情報の共有、サステナビリティを図るための討議を行い、2022年に委員長、副委員長などの見直しを行う予定である。

【設立時の委員(順不同)】

渡辺 吉明(委員長)

長岡 信治

小林 孝夫

秦 優子

椿 克美

稲場 靖恵

菅野 裕

渋谷 政道

山岸 義彦

菅野 裕

中島 修

渡辺 欣洋

※(一社)PL研究学会会員、製品リコール検討委員会委員などには製品リコール研究部

会長で同検討委員会副委員長の渡辺吉明より内容を説明、意見などを頂いている。

3. 検討課題

- 1 インターネットで大量に販売されるリチウム電池の製品群の規制などの調査
- 2 農作業機械など法整備の整っていない作業機械関連の調査
- 3 事業者が業界団体に属さなくなり情報が断片的になっているようで実態を調査する
- 4 若い世代のベンチャー企業が増え表示や法規制を知らずに製造販売することが多くなったことへの対策
- 5 消費者庁の行っている表示に関する情報が少なく、表示規制ができていないようである。特に視認性の悪いもの、注意書きも業界での検討が止まっているように思う。それらの対策などが急務である
- 6 注意書きを主体とした説明書が多く、取扱説明書や本体表示、広告表示などの相関性を確認する必要がある。特に産業機械の延長にある機械系製品では未だPL法施行当時の暫定処置が横行していることの実態調査など。

4. 実施について

- 1 製品安全でも事故となると対応できる専門家も少なく、専門家の育成が重要である。そのためにPL検定を利用し、新たな社会での製品事故未然防止と再発防止を理解し、DX化を推進できる体制整備を進めることが何より重要
- 2 特にこれまでもPLの研究をしていた業界団体などにも働きかけ、安全なものづくりに際し、設計段階で個人情報に依存しない製品ユーザートレーサビリティなどを組み込むことの普及が急務

5. 改訂時期など

国も様々な政策を「不断の見直し」としている。市場構造が急変し、次々に新たな製品が発売され、またオークションなどで様々なものがC2C(B2C)売買され、リコール品や設計寿命を過ぎたもの、製品の安全性の確認できないものが氾濫している。法整備や新たなD2C取引なども見据え、最新のPL対策も不断の見直しを行うこととする。

以上